

# 四半期報告書

(第131期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

株式会社 クラレ

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	10
第4 【経理の状況】 .....	11
1 【四半期連結財務諸表】 .....	12
2 【その他】 .....	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	23

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【四半期会計期間】	第131期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	086(422)0580 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記において行っています。) 東京都千代田区大手町1丁目1番3号 03(6701)1200
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 経理部長 藤原純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6701)1071
【事務連絡者氏名】	経営企画室 IR・広報部長 島本智之
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 (東京都千代田区大手町1丁目1番3号) 当社大阪本社 (大阪市北区角田町8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第130期 第1四半期 連結累計期間	第131期 第1四半期 連結累計期間	第130期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高（百万円）	87,715	89,921	363,191
経常利益（百万円）	11,983	15,554	51,062
四半期(当期)純利益（百万円）	5,699	9,341	28,742
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	2,028	14,309	15,791
純資産額（百万円）	337,162	357,889	346,825
総資産額（百万円）	498,712	516,853	507,328
1株当たり四半期（当期）純利益金額 （円）	16.37	26.82	82.55
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	16.34	26.78	82.43
自己資本比率（%）	66.9	68.2	67.6

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には消費税および地方消費税は含まれていません。
3. 第130期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しています。
4. 第130期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しています。

### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年6月30日)の日本経済は、震災の影響と原燃料価格の高騰により厳しい状況が続きましたが、欧米・新興国の経済は総じて堅調に推移しました。こうした中で当社グループは、地震により停止した鹿島事業所の早期再開を果たし、また原燃料価格上昇に対応した価格改定を実施してきました。さらに中期アクションプラン『GS-Twins』に掲げた事業拡大、成長に向けた積極的な施策も順次実行しています。

この結果、売上高は前年同期比2,206百万円(2.5%)増の89,921百万円、営業利益は3,281百万円(26.2%)増の15,815百万円、経常利益は3,571百万円(29.8%)増の15,554百万円、四半期純利益は3,641百万円(63.9%)増の9,341百万円と増収増益となりました。

#### セグメント別の状況

##### a. 樹脂

中国をはじめとするアジア市場に加え、欧米でも需要が好調に推移しました。その結果、売上高は38,865百万円(前年同期比5.3%増)、営業利益は14,088百万円(同8.3%増)となりました。

- ①ポバール樹脂は、原燃料価格高騰に伴う価格改定に重点的に取り組みました。光学用ポバールフィルムは液晶パネルの堅調な需要を背景に伸長しました。PVBフィルムは、欧州建築用途が好調に推移しました。
- ②EVOH樹脂<エバール>は、欧米の自動車用途、食品包装用途が好調に推移しました。さらにアジアでは、特に中国で食品包装用途を中心に一層の伸びを示しました。

##### b. 化学品

一部の事業が震災による生産停止の影響を受けましたが、総じて堅調に推移しました。さらに原燃料価格高騰に伴う価格改定に重点的に取り組みました。その結果、売上高は18,997百万円(前年同期比1.8%増)、営業利益は2,534百万円(同195.9%増)となりました。

- ①メタクリル樹脂は、導光板向け成形材料が好調に推移し、収益が拡大しました。
- ②熱可塑性エラストマー<セプトン>、耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、震災による鹿島事業所の減産を国内外の他事業所における増産などによりカバーしました。化学品は、震災影響により一部の製品で出荷制限を余儀なくされましたが、ファインケミカルは国内・アジアを中心に堅調に推移しました。
- ③メディカルは、平成23年4月をもって事業統合した株式会社ノリタケデンタルサプライの歯科材料事業が加わり、収益が拡大しました。

#### c. 繊維

売上高は14,033百万円（前年同期比4.2%減）、営業利益は580百万円（同26.3%増）となりました。

- ①ビニロンは、一次電池セパレータ用途、自動車用ブレーキホース用途の需要が拡大しました。また、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途も欧州建築市場を中心に需要が拡大しました。
- ②人工皮革<クラリーノ>は、環境対応型新プロセス品の需要が靴・インテリアなどで拡大しました。なお、当事業は抜本的な事業構造の改革に取り組んでおり、汎用品の生産は中国合弁会社へシフトし、高付加価値品については国内の新プロセスへの集約を推進しています。
- ③不織布<クラフレックス>は、ウェットワイブが堅調ながら、業務用カウンタークロスや産業用マスクの需要が停滞しました。

#### d. トレーディング

各事業の業績が順調に拡大しました。その結果、売上高は29,003百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は840百万円（同38.5%増）となりました。

#### e. その他

活性炭は、浄水・キャパシタ（蓄電装置）用途などで好調に推移しました。それ以外の事業もおおむね堅調に推移しました。その結果、売上高は14,816百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益は1,582百万円（同48.1%増）となりました。

### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

#### <株式会社の支配に関する基本方針>

##### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記I.の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

### 1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

平成21年度より実施している『GS-Twins』（平成21年度～平成23年度）は、世界的な経済危機の影響により大きく損なわれた収益構造を3年間で回復させ、平成18年度に将来あるべき企業像として掲げた『10年企業ビジョン』に描いた存在感あるスペシャリティ化学企業への新たな成長に踏み出すためのアクションプランです。『GS-Twins』では、収益構造の改善、新事業の創出・拡大およびコア事業の世界戦略の加速のための諸施策に取り組んでおります。

### 2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記I.に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

#### ① 取締役および業務執行機関

機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年とするとともに、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。また、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。

#### ② 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

#### ③ 経営諮問会議

社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の観点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。

### 3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。

当社は、アクションプラン『GS-Twins』の実施期間における利益配分として、連結当期純利益に対する配当性向30%以上を継続する方針であり、今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会の承認を得て、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）では、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。）を行う大量買付者には大量買付行為を行う前に、大量買付行為に対する皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただくこととしております。当社取締役会は、当該情報に基づき所定の評価期間内に大量買付行為に対する意見を取りまとめ、株主の皆様にご公表するとともに、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議し、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行おうとする場合には、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動することができるものとします。他方、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合には、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合を除き、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、社外取締役および社外監査役で構成される特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づき対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期間は、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会の終了時から平成24年に開催される当社第131回定時株主総会の終結時までとします。

本プランの詳細については、当社のウェブサイト（<http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430.pdf>）をご参照ください。

### Ⅳ. 上記Ⅱ. の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記Ⅱ. の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記Ⅱ. の取組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員ご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### Ⅴ. 上記Ⅲ. の取組みについての取締役会の判断

上記Ⅲ. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記Ⅲ. の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記Ⅲ. の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されたものです。さらに、上記Ⅲ. の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記Ⅲ. の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記Ⅲ. の取組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員ご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,787百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	382,863,603	382,863,603	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成23年4月27日
新株予約権の数(個)	179
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月19日 至 平成38年5月18日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,175 資本組入額 588
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

###### (注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者が平成38年4月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額  
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
上記(注1-1)に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記(注1)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	382,863,603	—	88,955	—	87,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

### ① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,611,100	—	—
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 347,793,000	3,477,930	—
単元未満株式	普通株式 459,503	—	1単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	—	—
総株主の議決権	—	3,477,930	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれています。

### ② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621番地	34,611,100	—	34,611,100	9.04
計	—	34,611,100	—	34,611,100	9.04

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	34,221	30,386
受取手形及び売掛金	76,135	77,473
有価証券	127,128	127,102
商品及び製品	40,534	43,177
仕掛品	8,122	8,492
原材料及び貯蔵品	12,732	13,238
繰延税金資産	6,046	4,460
その他	6,475	8,431
貸倒引当金	△802	△844
流動資産合計	310,594	311,920
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	33,701	33,860
機械装置及び運搬具（純額）	79,216	78,122
土地	17,976	18,623
建設仮勘定	11,867	17,169
その他（純額）	2,477	2,470
有形固定資産合計	145,238	150,245
無形固定資産		
のれん	12,725	14,748
その他	2,842	2,933
無形固定資産合計	15,568	17,681
投資その他の資産		
投資有価証券	19,577	19,662
長期貸付金	1,189	1,870
繰延税金資産	4,725	4,584
前払年金費用	6,243	6,139
その他	4,378	4,938
貸倒引当金	△186	△188
投資その他の資産合計	35,926	37,006
固定資産合計	196,733	204,933
資産合計	507,328	516,853

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,308	32,413
短期借入金	12,738	12,368
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	10,369	4,081
賞与引当金	6,670	4,096
災害損失引当金	300	170
その他の引当金	1	1
その他	15,825	20,751
流動負債合計	86,214	83,884
固定負債		
長期借入金	43,035	42,423
繰延税金負債	4,918	5,006
退職給付引当金	14,641	15,126
役員退職慰労引当金	167	145
環境対策引当金	1,122	1,122
資産除去債務	2,222	2,274
その他	8,179	8,978
固定負債合計	74,288	75,079
負債合計	160,502	158,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,147	87,147
利益剰余金	225,743	230,201
自己株式	△40,856	△40,818
株主資本合計	360,989	365,486
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,280	2,590
繰延ヘッジ損益	△14	△8
為替換算調整勘定	△19,916	△15,415
年金負債調整額	△233	△237
その他の包括利益累計額合計	△17,884	△13,071
新株予約権	560	779
少数株主持分	3,159	4,695
純資産合計	346,825	357,889
負債純資産合計	507,328	516,853

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	87,715	89,921
売上原価	58,808	57,806
売上総利益	28,906	32,115
販売費及び一般管理費		
販売費	4,502	4,414
一般管理費	11,869	11,885
販売費及び一般管理費合計	16,372	16,299
営業利益	12,534	15,815
営業外収益		
受取利息	105	95
受取配当金	267	356
持分法による投資利益	17	45
その他	304	203
営業外収益合計	695	701
営業外費用		
支払利息	294	263
出向者労務費差額負担	227	211
その他	725	487
営業外費用合計	1,246	962
経常利益	11,983	15,554
特別利益		
持分変動利益	—	845
特別利益合計	—	845
特別損失		
災害損失	—	910
災害損失引当金繰入額	—	60
投資有価証券評価損	571	498
減損損失	—	18
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,548	—
構造改善特別損失	154	—
特別損失合計	2,274	1,487
税金等調整前四半期純利益	9,708	14,912
法人税、住民税及び事業税	3,611	3,806
法人税等調整額	368	1,608
法人税等合計	3,979	5,415
少数株主損益調整前四半期純利益	5,728	9,496
少数株主利益	29	155
四半期純利益	5,699	9,341

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,728	9,496
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,431	309
繰延ヘッジ損益	25	6
為替換算調整勘定	△2,293	4,501
年金負債調整額	—	△4
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	△3,700	4,812
四半期包括利益	2,028	14,309
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,999	14,153
少数株主に係る四半期包括利益	29	155

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したクラレノリタケデンタルホールディングス株式会社、および新たに株式を取得した株式会社ノリタケデンタルサプライを連結の範囲に含めています。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であったケーシー加工株式会社は、平成23年4月にクラレケミカル株式会社と合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。 前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であったクラフレックス茨城株式会社は、平成23年6月に清算が終了したため、持分法適用の範囲から除外しています。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(会計方針の変更)	当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しています。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社および連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証)	1,808百万円	社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証)	1,775百万円
可樂麗化学(寧夏)環境化工有 限公司 (うち外貨建 1社)	12 RMB1,000千)	可樂麗化学(寧夏)環境化工有 限公司 (うち外貨建 1社)	12 RMB1,000千)
計	1,821	計	1,787

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	7,488百万円	6,581百万円
のれんの償却額	596百万円	524百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,784	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,875	14.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	樹脂	化学品	繊維	トレーディング	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	28,745	11,345	9,959	27,682	77,733	9,981	87,715	—	87,715
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,157	7,321	4,696	869	21,045	3,066	24,111	△24,111	—
計	36,902	18,667	14,655	28,552	98,778	13,048	111,826	△24,111	87,715
セグメント利益	13,005	856	459	606	14,928	1,068	15,997	△3,463	12,534

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額△3,463百万円には、セグメント間取引消去△85百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用△3,377百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

II. 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	樹脂	化学品	繊維	トレーディング	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	30,522	11,588	9,924	28,072	80,107	9,813	89,921	—	89,921
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,343	7,409	4,109	931	20,792	5,002	25,795	△25,795	—
計	38,865	18,997	14,033	29,003	100,900	14,816	115,716	△25,795	89,921
セグメント利益	14,088	2,534	580	840	18,043	1,582	19,626	△3,810	15,815

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額△3,810百万円には、セグメント間取引消去△121百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用△3,689百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「化学品」セグメントにおいて、歯科材料に係わる企業結合に伴い、当第1四半期連結累計期間にのれんが1,483百万円発生しています。なお、詳細は「1 四半期財務諸表」中の「(企業結合等関係)」に記載しています。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

(共通支配下の取引)

当社は、平成23年1月28日の取締役会決議に基づき、当社100%出資の連結子会社であるクラレメディカル株式会社(以下、クラレメディカル)の一部事業を、平成23年4月1日をもって会社分割により承継しました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容ならびに取引の目的を含む取引の概要

当社100%出資の連結子会社であるクラレメディカルを、歯科材料に特化した事業会社としてその機動性および競争力を高めるため、歯科材料に関連するものを除くクラレメディカルの一切の資産、負債その他権利義務(人工骨インプラント事業に関連するものを含む)を当社が承継するものです。

(2) 結合後企業の名称

株式会社クラレ

(3) 企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、クラレメディカルを分割会社とする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しています。したがって、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。

前連結会計年度まで持分法適用会社であったケーシー加工株式会社は、平成23年4月をもって連結子会社であるクラレメディカル株式会社に吸収合併されたため消滅しています。なお、この合併は共通支配下の取引に該当しますが、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(取得による企業結合)

クラレメディカル株式会社(以下、クラレメディカル)を100%子会社に持つ株式会社クラレ(以下、クラレ)と株式会社ノリタケデンタルサプライ(以下、ノリタケデンタル)を100%子会社に持つ株式会社ノリタケカンパニーリミテド(以下、ノリタケ)は、開発・製造・販売にわたる協力関係の構築によりシナジー効果を発現し、国内ならびにグローバル市場において存在感を高めることを目指し、平成23年1月28日、両子会社の歯科材料事業を統合することについて基本合意しました。

本基本合意にもとづき、平成23年4月13日に、クラレ、ノリタケの両社が共同出資の持株会社を設立し、クラレメディカルとノリタケデンタルを持株会社の100%子会社としました。持株会社の下で両子会社の歯科材料事業の提携を進め、平成24年4月1日を目標として持株会社、クラレメディカル、ノリタケデンタルの3社を1社に統合する予定です。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ノリタケデンタルサプライ

事業の内容 歯冠用セラミックス、歯科用石膏、CAD/CAM機器の開発・製造・販売

(2) 企業結合日

平成23年4月13日

(3) 企業結合の法的形式

共同株式移転方式による中間持株会社の設立

(4) 結合後企業の名称

クラレノリタケデンタルホールディングス株式会社(以下、ホールディングス)

(5) 取得した議決権比率

ホールディングスに対する議決権比率は以下のとおりです。

クラレ 66.7%

ノリタケ 33.3%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

クラレメディカル株主であるクラレが、持株会社(ホールディングス)の議決権の過半数を保有することとなったため、企業結合会計上はクラレメディカルを取得企業とし、ノリタケデンタルを被取得企業としました。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年4月1日をみなし取得日としているため、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの業績を含めています。

3. 被取得企業の取得減価及び内訳

取得の対価	2,250百万円
取得に直接要した費用	－百万円
合計	2,250百万円

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法ならびに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の移転比率

クラレメディカルの普通株式1株に対し、ホールディングスの普通株式0.83375株を、ノリタケデンタルの普通株式1株に対し、ホールディングスの普通株式0.208125株をそれぞれ割り当て交付しました。

(2) 移転比率の算定方法

移転比率の算定にあたっては、類似企業比較法を使用し株式価値の算定を行い、当事者間で協議の上決定しました。

(3) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	333株
評価額	2,250百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) のれんのご金額 1,483百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産総額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しています。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその内訳

(1) 資産の額

流動資産	784百万円
固定資産	271百万円
資産合計	1,055百万円

(2) 負債の額

流動負債	276百万円
固定負債	13百万円
負債合計	289百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16.37円	26.82円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,699	9,341
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,699	9,341
普通株式の期中平均株式数(千株)	348,095	348,267
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16.34円	26.78円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	613	571
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しています。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。

なお、前第1四半期連結累計期間においては、これらの会計基準等の改正に伴う影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

株式会社クラレ

取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 好 田 健 祐

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。